

阪急三番街 ギフト券 払戻しのお知らせ

平素は阪急三番街をご利用いただき、誠にありがとうございます。

既に販売終了しております阪急三番街ギフト券500円券の利用終了にともない、資金決済に関する法律第20条1項に基づき払戻しを致します。未使用のギフト券をお持ちのお客様は、払戻し申出期間内に申出いただき、手続きをしていただきますようお願い致します。

- 発行者…………… 阪急電鉄株式会社
- 払戻し対象…………… 阪急三番街ギフト券 500円券
※二分の一以上破損したギフト券は、払戻し対象外となります。



- 払戻し申出期間…………… **平成27年4月1日～平成27年9月30日**
※この期間経過後は、本払戻し手続きから排斥されますのでご注意ください。

●払戻し申出方法及び払戻し方法

(持参の場合)…………… 阪急三番街総合インフォメーションにて払戻し申出書を取得してください。用紙に必要事項をご記入して、所有の未使用ギフト券と一緒に阪急三番街総合インフォメーションにご提出ください。その場で現金で払戻し致します。

(郵送の場合)…………… 払戻し申出書を阪急三番街総合インフォメーションもしくは、阪急三番街公式ホームページでダウンロードして取得してください。用紙に必要事項を記入して、用紙と所有の未使用のギフト券を簡易書留にて下記送付先にご郵送ください。金融機関へ郵送料分と合わせて、お振込み致します。また、振込手数料は弊社にて負担致します。

払戻し申出書のダウンロードはこちら

- 送付先…………… 〒530-0012 大阪府大阪市北区芝田1-1-4
阪急ターミナルビル7階
阪急三番街商店会事務局宛 ※9月30日必着

- 問い合わせ先…………… 阪急三番街総合インフォメーション
〒530-0012 大阪府大阪市北区芝田1-1-3
電話 06-6371-3303(受付時間/10時～18時)
阪急三番街公式ホームページ
<http://www.h-sanbangai.com/>

阪急電鉄株式会社